

＊北海道公報

目次	ページ
規則	
○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則	一六三
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	一六四
告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示	一六四
○有害興行の指定	一六五
○結核予防法による医療担当機関の指定	一六五
○大規模小売店舗立地法第五条第一項（新設）の届出	一六五
○土地改良区の役員の住所変更の届出	一六六
○土地改良区の定款の変更の認可	一六六
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出	一六六
○土地改良事業の施行の認可	一六七
○道営土地改良事業変更計画の決定	一六七
○漁業災害補償法による区域及び区分の決定の一部改正	一六七
○知事権限に係る保安林の指定の予定	一六八
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	一六八
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	一六九
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	一七〇
○保安施設地区の指定の予定	一七〇
○道路の区域の変更	一七〇
○公有水面の埋立ての免許の出願	一七一
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正	一七二
公表	
○地方臨時種畜検査の実施	一七二
支庁告示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（二件）	一七二
○特定調達契約に係る落札者等の公示	一七二

発行 北海道（総務部法制文書課）
電話 011-231-4111（内線 22-271）
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント（株）

道立衛生学院告示

- 特定調達契約（物品の賃借）に係る資格に関する公示
- 特定調達契約（物品の賃借）に係る入札の公告

一七三
一七四

公布された規則のあらまし

◇北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第八十号）

- 一 趣旨
農業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。
- 二 内容
農業近代化資金の利子補給率のうち、年〇・四パーセントとあるものを年〇・六パーセントに改めることとした（第二条の表関係）。
- 三 施行期日等
この規則は、公布の日から施行し、平成十三年四月二日以後の利子補給承認分から適用することとした。

◇北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第八十一号）

趣旨及び内容
北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第三十二号）の施行期日は、平成十三年五月三十日とすることとした。

規則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年五月二十五日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第八十号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年北海道規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年〇・四パーセント」を「年〇・六パーセント」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十三年四月二日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成十三年五月二十五日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第八十一号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第三十二号）の施行期日は、平成十三年五月三十日とする。

告 示

北海道告示第 936 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成13年 5 月25日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道本庁倉清掃業務（8階から12階まで及び塔屋に限る。） 一式
(2) 落札を決定した日
平成13年 3 月15日

- (3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社エム・エム・シイ札幌支店

イ 住 所 札幌市北区北15条西4丁目7番

- (4) 落札金額

16,593,150円

- (5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- (6) 一般競争入札の公告

平成13年北海道告示第109号

- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部総務課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

- 2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道庁別館清掃業務（3階から5階まで） 一式

- (2) 落札を決定した日
平成13年 3 月15日

- (3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 北菱産業株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北5条西6丁目2番2

- (4) 落札金額

6,186,600円

- (5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- (6) 一般競争入札の公告

平成13年北海道告示第111号

- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部総務課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

- 3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

北海道庁別館清掃業務（6階から8階まで） 一式

- (2) 落札を決定した日
平成13年 3 月15日

- (3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社サニークレイス

イ 住 所 札幌市白石区北郷4条10丁目2番14号

- (4) 落札金額

5,630,100円

- (5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- (6) 一般競争入札の公告

平成13年北海道告示第111号

- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部総務課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

- 4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 北海道庁別館清掃業務（9階から11階まで）一式
- (2) 落札を決定した日
平成13年3月15日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 キョウワプロテック株式会社
イ 住 所 福島県福島市五月町3番20号
- (4) 落札金額
5,565,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成13年北海道告示第111号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総務部総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第 937 号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成13年5月25日

興行の種類別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	北海道知事堀 達 也 指定の範囲	指定の理由
邦 画	尼寺の寝床 夜這い昇天	新 日 本 映 像 同	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるためと認められる
同	白い肌の韓国美女 熟れごろ	新 東 宝 映 画 同		
同	人妻社長秘書 バイブで濡らす	中野武蔵野ホール		
同	息もできない長いKISS	新 日 本 映 像 同		
同	三十路の後家さん よがり泣き	新 日 本 映 像 同		
同	迷走者たちの狼歌	E N K プロ	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるためと認められる
同	馬を飼う人妻	新 日 本 映 画 同		
同	義姉さんの濡れた太股	オーピー映画 同		
同	いんらん母娘 ナマで愛しておんな35才 熟れた腰使い	新 東 宝 映 画 同		

- 同 三浦あいか 痴漢電車エクスタシー
- 同 淫乱女房 下半身の甘い香り
- 同 同

北海道告示第 938 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年5月25日

医療機関の名称	開設者	所在地	北海道知事堀 達 也 指定年月日
赤崎薬局	八幡通店	（有）赤崎薬局 函館市亀田本町60番16号	平成13. 5. 15

北海道告示第 939 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成13年9月25日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着することができるとして提出することとする。

平成13年5月25日

北海道知事堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
トマ・ツール

苫小牧市木場町1丁目3番2、3、4、6

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 九段エステート

代表取締役 横川 久

東京都千代田区区段北1丁目8番2号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者 名	代 表 者 名	住 所
ワールドホーム株式会社	長谷川 賢一	帯広市東2条南6丁目20番地

株式会社サンドラッグプラス	荒井 慎一	札幌市東区伏古9条2丁目10番25号
---------------	-------	--------------------

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年1月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,093㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数 933台
イ 駐輪場の収容台数 160台
ウ 荷さばき施設の面積 161㎡
エ 廃棄物等の保管施設の容量 38㎡
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 名	開店時刻	閉店時刻
ワールドホーム株式会社	午前10時	午後8時
株式会社サンドラッグプラス	午前10時	午後9時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
入口5か所 出口7か所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成13年5月15日
- 3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道胆振支庁商工労働観光課
(2) 縦覧期間
平成13年5月25日（金）から9月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

- (4) その他
縦覧については、苫小牧市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時
間等については苫小牧市へ問い合わせること。

北海道告示第 940 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、恵庭市土地改良区から、
次のとおり役員の住所変更の届出があった。
平成13年5月25日

理事・監事の別	氏 名	北海道知事 堀 達 也 所			
		変 更	前	変 更	後
監 事	野 宮 勝	恵庭市島松本町648番地	恵庭市島松本町4丁目7番6号		

北海道告示第 941 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。
平成13年5月25日

認可年月日	土地改良区名	北海道知事 堀 達 也	
		変 更	前
平成13. 5. 11	芦別市土地改良区		
同 13. 5. 14	美深土地改良区		
同 13. 5. 16	当別土地改良区		
同 13. 5. 17	三石土地改良区		

北海道告示第 942 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に
より、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。
平成13年5月25日

就退任の 別	就退任年月日	北海道知事 堀 達 也 所			
		理事・監事の別	氏 名	住 住	
就任	平成13. 5. 16	理 事	飯田 正昭	夕張郡由仁町本三川352番地	
同	同	同	塚本 昭紀	同 栗山町字北学田543番地	

北海道告示第 945 号

北海道告示第 945 号

戸井西部加入区
(水域)
渡海共第28号漁業権の漁場の区域

同 同 優勢 促進 [整備] (暗さ)

就任	平成13. 5.16	理事	高宮 一保	夕張郡長沼町字木詰
同	同	同	高越 康治	空知郡栗沢町字必成213番地
同	同	同	佐藤 博	同 南幌町南13線西 3 番地
同	同	同	西 榮一	江別市江別太163番地の 1
同	同	同	影山 保	夕張市沼ノ沢549番地
同	同	監事	中島 勉	夕張郡由仁町古川681番地
同	同	同	齊藤 茂雄	同 栗山町字共和284番地
同	同	同	竹数 新一	同 長沼町東 1 線北17番地
同	同	同	向井 勲	空知郡栗沢町字小西149番地 3
同	同	同	飯田 正昭	夕張郡由仁町本三川352番地
退任	13. 5.15	理事	西村 明博	同 由仁町岩内1239番地
同	同	同	塚本 昭紀	同 栗山町字北学田543番地
同	同	同	笹谷 勝幸	同 栗山町字南角田895番地
同	同	同	高宮 一保	同 長沼町字木詰
同	同	同	高倉 重義	同 長沼町東 1 線北 1 番地
同	同	同	高越 康治	空知郡栗沢町字必成213番地
同	同	同	塚本 秀次	同 栗沢町字北斗463番地の 2
同	同	同	佐藤 博	同 南幌町南13線西 3 番地
同	同	同	西 榮一	江別市江別太163番地の 1
同	同	同	影山 保	夕張市沼ノ沢549番地
同	同	監事	中島 勉	夕張郡由仁町古川681番地
同	同	同	齊藤 茂雄	同 栗山町字共和284番地
同	同	同	竹数 新一	同 長沼町東 1 線北17番地
同	同	同	向井 勲	空知郡栗沢町字小西149番地 3

(区域) 戸井町漁業協同組合の地区のうち戸井町字小安町を除く地域 3法第104条第2号に掲げる漁業の事項中 「小安区域 (小安漁業協同組合の地区)」を「小安区域 (戸井町漁業協同組合の地区のうち、戸井町字小安町の地域)」に、 「戸井西部区域 (戸井西部漁業協同組合の地区のうち戸井町字小安町を除く地域)」を「戸井西部区域 (戸井町漁業協同組合の地区のうち戸井町字小安町を除く地域)」に改める。 4法第104条第3号に掲げる漁業の小安区域及び戸井西部区域の項を削り、次の1項を加える。 戸井町区域 (戸井町漁業協同組合の地区) 1 小型いか釣り漁業 2 その他の中型はえ縄漁業 3 秋さけ定置漁業 5法第125条の2に掲げる漁業の事項中 「戸井町漁業協同組合の地区のうち、戸井町字小安町の区域」を「戸井町漁業協同組合の地区のうち、戸井町字小安町を除く区域」に改める。 「戸井西部漁業協同組合の地区のうち、戸井町字小安町を除く区域」を「戸井町漁業協同組合の地区のうち、戸井町字小安町を除く区域」に改める。	北海道告示第 946 号 森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成13年 5月25日 1 保安林予定森林の所在 北海道知事 堀 達 也 場所 上磯郡上磯町字戸切地50の1 (次の図に示す部分に限る。) 2 指 定 の 目 的 水源のかん養 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第 947 号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定による通知があった。 平成13年 5月25日 北海道知事 堀 達 也 1(1) 保安林予定森林の所在 石狩郡当別町字中小屋1878の14 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、2100の13・2101の6 (以上2筆国有林)、1170の1・2100の1・2100の2・2100の11 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、2101の1、字樺戸通1170の5 (次の図に示す部分に限る。)、1170の3、字上当別2910の102、2910の103 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。) 2(1) 保安林予定森林の所在 亀田郡戸井町字汐首町99の2地先・405地先・412地先・414地先・507地先・509地先 (以上6筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。) (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。	

字汐首町412地先・414地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。） 99の2地先・405地先（以上2筆地先国有林） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び戸井町役場に備え置いて縦覧に供する。） 3(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡常呂町字栄浦239地先（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 魚つき (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。） 4(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡新得町字上佐幌西3線16の1・16の8・16の9（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。） 5(1) 保安林予定森林の所在場所 河西郡芽室町中美生3線40の10、40の12、40の13、中美生4線37の31、37の39、中美生5線34の24 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 6(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡本別町美蘭別116地先（国有林。次の図に示す部分に限る。） 116・149（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）
--	--

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年5月25日

1(1) 解除予定保安林の所在 上川郡東川町1418（次の図に示す部分に限る。）
場所 北海道知事 堀 達 也

(2) 保安林として指定され 公衆の保健
た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び東川町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 河東郡士幌町字上音更177の2・177の19（以上2筆につい
場所 て次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 949 号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年
法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年5月25日

1 解除予定保安林の所在 上川郡東川町1418（次の図に示す部分に限る。）
場所 北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
路 線 名 区 間

銭函停車場線 小樽市銭函2丁目680番15地先から
小樽市銭函2丁目702番1地先（一般国道5号交点）まで
変更前後の別

2 保安林として指定され 水源のかん養

た目的

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び東川町役場に備え
置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 950 号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区を指定する予定である旨、森林法（昭和26年
法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成13年5月25日

1 保安施設地区予定地の 北海道知事 堀 達 也
所在場所 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱21号までを順次結
んだ線及び標柱1号と標柱21号を結んだ線に囲まれた区域
（次の図に示すとおりとする。）

積丹郡積丹町大字入舸町393の2地先（国有林）、3の1、
393の1、393の2、字番屋ノ沢614

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件 立木の伐採を禁止する。

4 指 定 の 有 効 期 間 3年
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置
いて縦覧に供する。）

北海道告示第 951 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月25日

北海道知事 堀 達 也

敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所

20.00mから 120.00m 一般国道5号における 北海道小樽土木現業所
38.50mまで 13.50mの間

濁川温泉線
茅部郡森町字本茅部町617番地先（河川敷地）から
茅部郡森町字本茅部町617番地先まで

東瓜幕芽室線
河東郡音更町字上然別北12線2番7地先から
河東郡音更町字上然別西6線102番33地先まで

後	20.00mから 38.50mまで	120.00m 13.50mの間	一般国道5号における
前	13.50mから 20.80mまで	206.30m	北海道函館土木現業所
後	13.50mから 20.80mまで	206.30m	
後	11.60mから 14.00mまで	244.85m	
前	8.20mから 46.00mまで	1,132.69m	北海道帯広土木現業所
前	10.90mから 39.30mまで	1,556.69m	
後	8.20mから 40.50mまで	1,173.69m	
後	10.90mから 76.00mまで	1,556.69m	

北海道告示第 952 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての
免許を受けた旨、次のとおり出願があった。
その願書及び関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し3週
間、公衆の縦覧に供する。

平成13年 5月25日

- 1 出 願 の 年 月 日 平成13年 3月23日 北海道知事 堀 達 也
- 2 出 願 者
- (1) 名 称 北海道
- (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也
- 3 埋 立 区 域
- (1) 位 置 三石郡三石町字鳧舞56番、53番 1 及び53番 2 地先の公有水面
- (2) 区 域 次の A の地点から E の地点までを順次に結んだ線及び A の地点と E
の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- A の地点 3 級基準点 3－01 の地点（北緯42度13分23秒1977、東経142度37分
11秒5818）から方向角219度00分16秒の方向191.13m の地点
- B の地点 A の地点から方向角112度34分54秒の方向26.23m の地点

- C の地点 B の地点から方向角22度40分35秒の方向49.77m の地点
- D の地点 C の地点から方向角275度42分45秒の方向25.54m の地点
- E の地点 D の地点から方向角275度51分44秒の方向1.87m の地点
- (3) 面 積 1,201.42㎡
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位 置 三石郡三石町字鳧舞56番、53番 1 及び53番 2 地先
- (2) 区 域 次の①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦
の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- ①の地点 3 級基準点 3－01 の地点（北緯42度13分23秒1977、東経142度37分
11秒5818）から方向角216度48分27秒の方向200.08m の地点
- ②の地点 ①の地点から方向角307度56分51秒の方向69.06m の地点
- ③の地点 ②の地点から方向角 3 度08分44秒の方向39.78m の地点
- ④の地点 ③の地点から方向角100度32分15秒の方向7.20m の地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角186度40分23秒の方向0.45m の地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角101度41分29秒の方向10.04m の地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角97度52分42秒の方向12.16m の地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角96度27分47秒の方向35.14m の地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角95度15分27秒の方向13.89m の地点

第1265号

北海道公報

北海道告示第 953 号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年5月25日

北海道知事 堀達也

2売りさばき人の項株式会社百萬石の事項中「株式会社百萬石 昭和48.7.12

昭和48.7.12 十勝支庁売店

を「十勝支庁売店」

JR帯広駅十勝支庁パスポート

に改める。

「下窓口店」

公 表

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する地方臨時種畜検査を次のとおり行う。

平成13年5月25日

北海道知事 堀達也

支庁名 検査の期日

検査の場所

市町村名 位置 家畜の種類

馬 佐々木牧場 上ノ国町 6月15日 檜山

支
庁
告
示

北海道渡島支庁告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年5月25日

北海道渡島支庁長 泉川 睦雄

1 開発区域又は工区に含まれる上磯郡上磯町字清川591番1

れる地域の名称

所及び氏名	大勇建設株式会社	代表取締役	竹内 清人
3 開発許可年月日及び番号	平成13年3月19日	渡建指第12-14号	

北海道渡島支庁告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年5月25日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

1 開発区域又は工区に含まれる山越郡八雲町出雲町48-1、53

れる地域の名称

3 所及び氏名 有限会社 ノースランドホーム 代表取締役 山野内辰男
開発許可年月日及び番号 平成13年1月5日 渡建指第12-11号

北海道留萌支庁告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年5月25日

北海道留萌支庁長 高橋 直矢

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

北海道留萌合同庁舎清掃業務一式

2 落札を決定した日

平成13年3月21日

3 落札者の氏名及び住所

氏(1)

31,626,000 ¥

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道留萌支庁告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道留萌支庁総務部総務課
 - (2) 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目1番2

道立衛生学院告示

北海道立衛生学院告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年5月25日

北海道立衛生学院長 井 上 一 男

1 資格及び調達をする賃貸借物品等の種類

平成13年度において北海道立衛生学院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃貸借物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成13年5月25日に一般競争入札の公告を行う北海道立衛生学院の教育及び医療用機器の賃貸借契約
- (2) 資 格 北海道立衛生学院の教育及び医療用機器の賃貸借の資格（以下「資格」という。）
- (3) 賃貸借物品等の種類 北海道立衛生学院の教育及び医療用機器

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (4) 平成13年5月1日現在において引き続き2年以上リース事業を営んでいること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）に

ついては、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成13年5月26日から6月8日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提 出 先 の 名 称 北海道立衛生学院総務課
- イ 提 出 先 の 所 在 地 北海道札幌市中央区南2条西15丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資 格 の 有 効 期 間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有 効 期 間 の 更 新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、

当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立衛生学院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達には、1994年4月15日バラケシュエで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年5月25日

北海道立衛生学院長 井 上 一 男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
教育及び医療用機器 10機種（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成13年8月31日
- (4) 契 約 期 間 平成13年9月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (5) 納 入 場 所 北海道立衛生学院臨床検査技師科各教室

2 入札に参加する者に必要な資格

平成13年北海道立衛生学院告示第1号に規定する北海道立衛生学院の教育及び医療用機器の賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院大会議室（郵送による場合は、郵便番号 060－0062 北海道立衛生学院総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成13年7月5日（木） 午前11時
（郵送による場合は、平成13年7月4日 午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務

課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落 札 者 の 決 定 方 法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契 約 書 の 作 成 の 要 否

要

9 そ の 他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 入札説明会の日時及び場所

- ア 日 時 平成13年6月14日 午後1時
- イ 場 所 北海道札幌市中央区南2条西15丁目
北海道立衛生学院大会議室

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道立衛生学院総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 060－0062 北海道札幌市中央区南2条西15丁目
電話番号 011－611－0291

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured:

a. Nature

A lease only on machines or instruments for educational and medical use.

b. Quantity

Ten kinds of machines.

B. Bid tendering date and time:

11:00 A. M., July 5, 2001.

C. Contact:

General Affairs Section, Hokkaido Prefectural School of Hygiene,
South 2, West 15, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-0062, Japan.
Phone: 011-611-0291

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発 行 所

集 行 所

北海道総務部法制文書課
北海道印刷株式会社